

聖籠町税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年6月24日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町条例第14号

聖籠町税条例の一部を改正する条例

第1条 聖籠町税条例(昭和35年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「外国法人」を「法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人(以下この節において「外国法人」という。)」に、「その事業が行われる場所で地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第46条の4に規定する場所をもって」を「恒久的施設(法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。)をもって、」に改め、同条第3項中「令」を「地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)」に改める。

第21条第5項中「第23条第1項第16号」を「第23条第1項第17号」に改める。

第22条の4中「100分の12.3」を「100分の9.7」に改める。

第36条の2第1項中「を当該年度の」の次に「初日の属する年の」を加え、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とする。

第36条の5第1項中「当該年度の前年度において第36条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額に相当する額」を「当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の町民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第33条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合には、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額)の2分の1に相当する額」に改める。

第37条第2項中「法の施行地に」の次に「本店若しくは」を加え、「法の施行地外にその源泉がある所得について」を削り、同条第5項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加え、「第145条」

を「第144条の8」に、「本項」を「この項」に改める。

第40条第1項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加える。

第45条及び第47条中「第10号の7」を「第10号の9」に改める。

第70条第1号ア中「1,000円」を「2,000円」に改め、同号イ中「1,200円」を「2,000円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「2,400円」に改め、同号エ中「2,500円」を「3,700円」に改め、同条第2号を次のように改める。

ア 軽自動車

2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

3輪のもの 年額 3,900円

4輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円

イ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額 2,400円

その他のもの 年額 5,900円

第70条第3号中「4,000円」を「6,000円」に改める。

附則第4条の3中「第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで）の次に「及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「公益法人等（同条第6項から第10項まで）」を「公益法人等（同条第6項から第11項まで）」に、「を同法第40条第3項」を「を同条第3項」に、「租税特別措置法第40条第6項から第10項まで」を「同法第40条第6項から第11項まで」に改める。

附則第5条を次のように改める。

第5条 削除

附則第5条の2及び第5条の3を削る

附則第6条の4中「附則第18条第1項」の次に「、附則第18条の2第1項」を加える。

附則第7条第1項中「平成27年度」を「平成30年度」に改める。

附則第9条の2を附則第9条の3とし、附則第9条の次に次の1条を加える。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第9条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

2 法附則第15条第2項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

3 法附則第15条第2項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

4 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

5 法附則第15条第8項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

6 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

7 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

8 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

附則第9条の3に次の1項を加える。

9 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は

同法附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 1 2 条第 2 4 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 法施行規則附則第 7 条第 1 1 項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかつた理由

附則第 1 5 条を次のように改める。

(軽自動車税の税率の特例)

第 1 5 条 法附則第 3 0 条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第 6 0 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して 1 4 年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第 7 0 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 7 0 条第 2 号ア	3, 9 0 0 円	4, 6 0 0 円
	6, 9 0 0 円	8, 2 0 0 円
	1 0, 8 0 0 円	1 2, 9 0 0 円
	3, 8 0 0 円	4, 5 0 0 円
	5, 0 0 0 円	6, 0 0 0 円

附則第 1 5 条の 3 の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第 1 項中「及び次項」及び「において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の町民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第 2 1 条第 4 項に規定する申告書を提出したとき」を削り、「配当所得については、同条第 1 項」を「利子所得及び配当所得については、第 2 1 条第 1 項」に、「配当所得の金額(以下)」を「利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第 1 6 条の 2 の 1 1 第 3 項で定めるところにより計算し

た金額（以下）に、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同条第2項中「町民税」を「前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、町民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の町民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第21条第4項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし町民税」に、「上場株式等の配当等」を「特定上場株式等の配当等」に改め、同条第3項第1号、第3号及び第4号中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第16条の2第1項及び第2項中「平成26年度」を「平成29年度」に改める。

附則第18条の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条第1項中「株式等に」を「一般株式等に」に、「第21条及び第22条の3」を「第21条第1項及び第2項並びに第22条の3」に、「附則第18条第6項」を「附則第18条第5項」に改め、「当該町民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第21条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。」を削り、「第2項第1号」を「次項第1号」に改め、同条第2項第1号、第3号及び第4号中「株式等」を「一般株式等」に改める。

附則第18条の2を次のように改める。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例）

第18条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第21条第1項及び第2項並びに第22条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条の2第

5項に定めるところにより計算した金額（当該町民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第21条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項において準用する前条第2項第1号の規定により読み替えて適用される第22条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第18条第1項」とあるのは「附則第18条の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「第37条の10第1項」とあるのは「第37条の11第1項」と読み替えるものとする。

附則第18条の2の2第2項中「同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等」を「株式等」に改め、「取得をしたものと」の次に「、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した町民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと」を加える。

附則第18条の2の3から第18条の2の6までを削る

附則第18条の3の2を削る

附則第18条の5第2項中「附則第18条の5第1項」を「附則第18条の3の2第1項」に改め、同条第5項第1号中「附則第18条の5第3項」を「附則第18条の3の2第3項」に改め、同項第2号中「附則第18条の5第3項」を「附則第18条の3の2第3項」に、「附則第18条の5第4項」を「附則第18条の3の2第4項」に改め、同項第3号中「附則第18条の5第3項」を「附則第18条の3の2第3項」に改め、「に係る」の次

に「利子所得の金額又は」を加え、同項第4号中「附則第18条の5第3項」を「附則第18条の3の2第3項」に改め、同条第6項中「附則第18条の5第3項」を「附則第18条の3の2第3項」に改め、同条を附則第18条の3の2とする。

附則第18条の6を削る。

附則第21条の2中「附則第41条第9項各号」を「附則第41条第8項各号」に改め、同条第1号及び第2号中「附則第41条第9項」を「附則第41条第8項」に改める。

附則第22条から第23条までを削る。

附則第24条を附則第22条とし、附則第25条を附則第23条とする。

第2条 聖籠町税条例の一部を次のように改正する。

附則第18条の2の2を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中聖籠町税条例第22条の4の改正規定及び次条第9項の規定
平成26年10月1日
- (2) 第1条中聖籠町税条例附則第4条の3、第18条の2の2第2項の改正規定、第22条から第23条までを削る改正規定及び附則第24条を附則第22条とし、附則第25条を附則第23条とする改正規定並びに次条第2項及び第3項の規定 平成27年1月1日
- (3) 第1条中聖籠町税条例第70条の改正規定並びに附則第4条及び第6条(第1条の規定による改正後の聖籠町税条例(以下「新条例」という。)附則第15条に係る部分を除く。)の規定 平成27年4月1日
- (4) 第1条中聖籠町税条例附則第18条の5第5項第3号中「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える改正規定及び附則第21条の2の改正規定 平成28年1月1日
- (5) 第1条中聖籠町税条例第12条、第37条、第40条第1項及び附則第15条の改正規定並びに次条第8項、附則第5条及び第6条(新条例

附則第15条に係る部分に限る。)の規定 平成28年4月1日

(6) 第1条中聖籠町税条例第36条の2第1項及び第36条の5第1項の改正規定並びに次条第5項の規定 平成28年10月1日

(7) 第1条中聖籠町税条例第21条第5項、附則第6条の4、第15条の3、第18条及び第18条の2の改正規定、附則第18条の2の3から第18条の2の6を削る改正規定、附則第18条の3の2から第18条の6までの改正規定(附則第18条の5第5項第3号の改正規定中「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分を除く。)及び第2条中附則第18条の2の2を削る改正規定並びに次条第6項及び7項の規定 平成29年1月1日

(8) 第1条中聖籠町税条例第45条及び第47条の改正規定 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行の日
(町民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の町民税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成25年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第4条の3の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成26年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第18条の2の2第2項の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の町民税について適用する。

4 平成28年1月1日前に発行された所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)第8条の規定による改正前の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の12第7項に規定する割引債(同条第9項に規定する特定短期公社債を除く。)について支払を受けるべき同条第7項に規定する償還差益に対して課する個人の町民税については、なお従前の例による。

5 新条例第36条の2及び第36条の5の規定は、平成28年10月1日以後の地方税法(昭和25年法律第226号)第317条の2第1項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)に係る所得に

係る個人の町民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収については、なお従前の例による。

- 6 新条例第21条第5項及び附則第18条第1項の規定、附則第6条の4、第15条の3、第18条第2項、第18条の2第1項及び第18条3の2の規定中個人の町民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成28年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。
- 7 新条例附則第18条の2第2項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の町民税について適用する。
- 8 次項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の町民税に関する部分は、附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。
- 9 新条例第22条の4の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成25年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 新条例附則第9条の2第1項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第2項第1号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
 - 3 新条例附則第9条の2第2項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第2号に規定する施設又は設備に対して課すべ

- き平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例附則第9条の2第3項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第3号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
 - 5 新条例附則第9条の2第4項の規定は、平成24年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第6号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
 - 6 新条例附則第9条の2第5項の規定は、平成24年4月1日以後に取得される新法附則第15条第8項に規定する施設又は設備に対して課すべき平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
 - 7 新条例附則第9条の2第6項の規定は、平成25年4月1日以後に締結される新法附則第15条第34項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課すべき平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
 - 8 新条例附則第9条の2第7項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第37項に規定する設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
 - 9 新条例附則第9条の2第8項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第38項に規定する機器に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
 - 10 新条例附則第9条の3第9項の規定は、平成26年4月1日以後に耐震改修が行われる同項に規定する耐震基準適合家屋に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第70条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第5条 新条例附則第15条の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法（昭和26年法律第1

85号) 第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第15条の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。

第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第70条及び新条例附則第15条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第70条第2号ア	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
新条例附則第15条の表以外の部分	第70条	聖籠町税条例の一部を改正する条例(平成26年条例第14号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第6条の規定により読み替えて適用される第70条
新条例附則第15条の表第70条第2号アの項	第70条第2号ア	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第70条第2号ア
	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円